

2024年 7月26日

石川労働局長
八木健一 殿

J A M
石川県労働委員会 32-1
執行委員 敏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,601名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,000円/時

◆最も低い労働協約の賃金額 = 1,063円/時

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,773名

◆労働協約率 $\frac{1,773}{3,601} = 49.24\%$
- 5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。



以上

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に
合意する者の数および事業所内訳

令和6年7月現在

事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1 月星製作所	E3191	月星製作所	組合決議		229	
2 トランテックス	E311	トランテックス	労働協約	1,105	803	177,900円÷160.9H/月
3 ジェイ・バス	E311	ジェイバス小松支部	労働協約	1,063	682	171,000円÷160.97H/月
4 セリオ	E311	セリオ	組合決議		59	
			合計		1,773	
			内 協定者数		1,485	
			適用労働者数		3,601	合意率分母
			合意率		49.24%	1773÷3601
			最低必要人数		1,080	適用労働者数の1/3
			協定率		41.24%	1485÷3601